

茨木市建設工事入札参加資格登録をされている皆様へ

### 前払の特例措置の期間延長について

前払金の早期支払を通じて早期の事業進捗等を図る観点から、平成 28 年度分の契約案件を対象として、公共工事の代価の前払金をなすことができる範囲を拡大する特例措置を実施しておりますが、この度、下記のとおり適用期間を延長することとし、平成 29 年 7 月 1 日以降に契約を締結する案件から実施しますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 特例措置の概要

工事請負契約書第 36 条（前払金の使用等）において、前払金の使用について、「前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる」旨を規定しております。

#### 2 実施内容

特例措置の適用期間を 1 年間延長します。

なお、今回の延長に伴い「工事請負契約書」を改正します。

- 改正後：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの
- 改正前：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの

#### 3 備考

- 平成 29 年 7 月 1 日以降に契約を締結する工事案件から適用します（当初契約から適用）。
- 本特例措置の対象となる工事のうち、平成 29 年 6 月 30 日までの間に契約を締結した工事については、協議の上、当該契約における前払金の使用に係る規定の変更契約を締結し、この特例措置を適用します。

問合せ先

茨木市 企画財政部

契約検査課 契約係

電話 072-620-1613（直通）

メールアドレス

keiyaku@city.ibaraki.lg.jp